

下水排除基準

対象物質又は項目	対象事業場・排水量		特定施設を設置している事業場		その他の事業場
			50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	
有害物質 処理困難項目	カドミウム及びその化合物		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	シアン化合物 *1		1 以下(0.5 以下)	1 以下(0.5 以下)	1 以下(0.5 以下)
	有機燐化合物		1 以下	1 以下	1 以下
	鉛及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	六価クロム化合物 *2		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	砒素及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 *1		0.005 以下(0.003 以下)	0.005 以下(0.003 以下)	0.003 以下
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
	トリクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	四塩化炭素		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン		1 以下	1 以下	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
	1,1,1-トリクロロエタン		3 以下	3 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	チウラム		0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	シマジン		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	ベンゼン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
セレン及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
ほう素及びその化合物		10 以下	10 以下	10 以下	
ふっ素及びその化合物		8 以下	8 以下	8 以下	
1,4-ジオキサン		0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
環境項目	フェノール類		5 以下	5 以下	5 以下
	銅及びその化合物		3 以下	[3 以下] 3 以下	3 以下
	亜鉛及びその化合物		2 以下	[5 以下] 2 以下	2 以下
	鉄及びその化合物(溶解性)		10 以下	10 以下	10 以下
	マンガン及びその化合物(溶解性)		10 以下	10 以下	10 以下
	クロム及びその化合物		2 以下	[2 以下] 2 以下	2 以下
有害物質	ダイオキシン類 *4		10 以下	10 以下	10 以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 *5		380 未満	380 未満	380 未満
その他の項目	水素イオン濃度(pH) *5		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
	生物化学的酸素要求量(BOD) *5,*6		600 未満	600 未満	600 未満
	浮遊物質(SS) *5,*6		600 未満	600 未満	600 未満
	環境項目	ノルマルヘキサン	5 以下	5 以下	5 以下
		抽出物質含有量	30 以下	30 以下	30 以下
		温度 *5	45 未満	45 未満	45 未満
		沃素消費量	220 未満	220 未満	220 未満

- ・ 単位は、ダイオキシン類は pg-TEQ/l、pH は水素指数、温度は℃、その他は mg/l で示す。
- ・ [] 内は直罰が適用される基準を、それ以外は除害施設の設置等に係る基準を示す。
- ・ *1 シアン、総水銀の()内の数値は上乗せ基準を示し、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置されている排水量が 500 m³/日未満の特定施設設置者等を除き適用される。
- ・ *2 六価クロムは令和 6 年 3 月 31 日までに既設の事業所については、6 月間暫定基準が適用され、電気めっき業に属する特定事業所は 3 年間暫定基準が適用される(上乗せ基準があるので、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置されている排水量が 500 m³/日未満の特定施設設置者等を除き 0.3 以下が適用される。)
- ・ *3 []内の数値は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 26,27,47,49,52,53,58,61,62,63,65,66 の各号に掲げる施設を設置し排水量が 500 m³/日以上又は 50 m³/日未満の事業場に適用される。
- ・ *4 ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項による特定施設を設置する事業場に適用される。
- ・ *5 アンモニア性窒素等含有量、pH、BOD、SS、温度は、排水量が終末処理場で処理される量の 4 分の 1 以上である事業場について、上乗せ基準が適用される場合がある。
- ・ *6 BOD、SS は、排水量が 10 m³/日未満である場合には適用されない。
- ・ 農業集落排水は、その他の事業場に係る排除基準が適用される。ただし、()内の数値は適用されない。